

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案

現行

（公共施設等運営事業に関する注記）

第八條の三十一 財務諸表提出会社が公共施設等運営事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項及び次項において「民間資金法」という。）

）第二條第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）を行つている場合には、次に掲げる事項を公共施設等運営事業ごとに注記しなければならない。

- 一 公共施設等運営事業の概要
- 二 公共施設等運営権（民間資金法第二條第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）の減価償却の方法

2 更新投資（公共施設等運営権者（民間資金法第九條第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。）が行う公共施設等運営事業における公共施設等（同法第二條第一項に規定する公共施設等をいう。）の維持管理をいう。以下この項において同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公共施設等運営事業ごとに注記しなければならない。

- 一 公共施設等の管理者等（民間資金法第二條第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下この号において同じ。）が公共施設等運営権者に対して、更新投資の内容の大部分を実施する義務を課しており、かつ、公共施設等運営権の取得時に、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分（当該資本的支出に該当する部分のうち所有権が公共施設等の管理者等に帰属するものに限る。）に関して、公共施設等運営権者が運営権設定期間（民間資金法第十七條第三号に掲げる公共施設等運営権の存続期間をいう。）にわたつて支

（新設）

出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合 次のイからハまでに掲げる事項

イ 主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期

ロ 更新投資に係る資産及び負債の会計処理の方法

ハ 更新投資に係る資産の減価償却の方法

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 前号イからハまでに掲げる事項（同号ロに掲げる事項にあつては、更新投資に係る資産の会計処理の方法に限る。）

ロ 翌事業年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち、当該更新投資による支出額を合理的に見積ることができる更新投資がある場合には、当該更新投資の内容及びその金額

3| 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 (略)

一〇十二 (略)

十三 公共施設等運営権

十四 (略)

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 (略)

一〇十 (略)

十一 公共施設等運営権

十二 (略)

2・3 (略)

第二十九条 前条第一項第十二号の資産のうち、その金額が資産の総額

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 (略)

一〇十二 (略)

(新設)

十三 (略)

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 (略)

一〇十 (略)

(新設)

十一 (略)

2・3 (略)

第二十九条 前条第一項第十一号の資産のうち、その金額が資産の総額

の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 (略)

一〇十三 (略)

十四 公共施設等運営権に係る負債

十五 (略)

二〇四 (略)

第五十条 前条第一項第十五号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第五十二条 (略)

一〇七 (略)

八 公共施設等運営権に係る負債

九 (略)

二〇三 (略)

第五十三条 第五十二条第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(流動負債の区分表示)

第四十九条 (略)

一〇十三 (略)

(新設)

十四 (略)

二〇四 (略)

第五十条 前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第五十二条 (略)

一〇七 (略)

(新設)

八 (略)

二〇三 (略)

第五十三条 第五十二条第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。



○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

| 改 正 案            |                     |                     | 現 行                 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 様式第五号<br>【貸借対照表】 | (単位： 円)             |                     | 様式第五号<br>【貸借対照表】    |
|                  | 前事業年度<br>(平成 年 月 日) | 当事業年度<br>(平成 年 月 日) | 前事業年度<br>(平成 年 月 日) |
| 資産の部             |                     |                     | 資産の部                |
| 流動資産             |                     |                     | 流動資産                |
| (略)              |                     |                     | (略)                 |
| 固定資産             |                     |                     | 固定資産                |
| 有形固定資産           |                     |                     | 有形固定資産              |
| (略)              |                     |                     | (略)                 |
| 無形固定資産           |                     |                     | 無形固定資産              |
| (略)              |                     |                     | (略)                 |
| リース資産            | ×××                 | ×××                 | リース資産               |
| 公共施設等運営権         | ×××                 | ×××                 | (新設)                |
| .....            | ×××                 | ×××                 | .....               |
| 無形固定資産合計         | ×××                 | ×××                 | 無形固定資産合計            |
| 投資その他の資産         |                     |                     | 投資その他の資産            |
| (略)              |                     |                     | (略)                 |
| 固定資産合計           | ×××                 | ×××                 | 固定資産合計              |
| 繰延資産             |                     |                     | 繰延資産                |
| (略)              |                     |                     | (略)                 |
| 資産合計             | ×××                 | ×××                 | 資産合計                |
| 負債の部             |                     |                     | 負債の部                |
| 流動負債             |                     |                     | 流動負債                |
| (略)              |                     |                     | (略)                 |
| 資産除去債務           | ×××                 | ×××                 | 資産除去債務              |
| 公共施設等運営権に係る負債    | ×××                 | ×××                 | (新設)                |
| 株主、役員又は従業員からの    |                     |                     | 株主、役員又は従業員からの       |
| 短期借入金            | ×××                 | ×××                 | 短期借入金               |
| (略)              |                     |                     | (略)                 |
| 流動負債合計           | ×××                 | ×××                 | 流動負債合計              |
| 固定負債             |                     |                     | 固定負債                |
| (略)              |                     |                     | (略)                 |
| 資産除去債務           | ×××                 | ×××                 | 資産除去債務              |
| 公共施設等運営権に係る負債    | ×××                 | ×××                 | (新設)                |
| .....            | ×××                 | ×××                 | .....               |
| 固定負債合計           | ×××                 | ×××                 | 固定負債合計              |
| 負債合計             | ×××                 | ×××                 | 負債合計                |
| 純資産の部            |                     |                     | 純資産の部               |

| 改 正 案                             | 現 行                               |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (略)<br>負債純資産合計<br>(記載上の注意)<br>(略) | (略)<br>負債純資産合計<br>(記載上の注意)<br>(略) |